

おおさか 掲示板

編集 / 大阪市政策企画室 ☎06-6208-7251 ☎06-6227-9090
〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20
面積……223.00km² 人口……2,687,028人 世帯数……1,364,916世帯
平成26年12月1日現在(推計)



都島区京橋地域を 「路上喫煙禁止地区」に指定

大阪市では、皆さんの安心・安全で快適な生活環境を確保するため、「路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、路上喫煙対策を推進しています。

このたび本条例に基づき、都島区京橋地域を路上喫煙禁止地区に新たに指定しました。禁止地区の指定は、御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺に続き2カ所目となります。

喫煙マナーを守り、快適なまちづくりへの協力をお願いいたします。

なぜ路上喫煙を防止するの？

たばこの火は、火事の原因となるだけでなく、他の人に当たる危険があり、特にたばこを持つ手が子どもの顔の高さにくるため、被害が問題となります。

また、たばこの煙による周囲の人への影響や、吸い殻のポイ捨てに関する問題もあるため、このような取り組みを進めています。

- 場 所…都島区京橋地域(片町2丁目、東野田町1丁目、東野田町2丁目の該当エリア)

- 指定日…平成27年2月1日

- 罰 則…禁止地区での路上喫煙は1000円の過料。路上喫煙防止指導員が徴収します。



▲路上喫煙禁止キャンペーンの様子

「路上喫煙の防止に関する条例」

道路や公園などの公共の場所で、路上喫煙をしないよう努力する義務を定めるとともに、路上喫煙禁止地区を指定し、禁止地区での喫煙に対して過料を定めています。

路上喫煙とは

道路、広場、公園など人がたくさん集まる公共の場所での喫煙、または火のついたたばこの所持をいいます。また、歩行中、立ち止まった状態、携帯灰皿の使用、自転車、自動二輪車などに乗車中も含まれます。

